

中小企業を応援する「商工会」からのお知らせです！

平成20年10月31日から中小企業の 資金繰り支援のため『緊急保証制度』 が始まっています

こんな方が
対象です

【従来のセーフティネット保証対象業種】

○建設業
○ものづくり製造業
○運送業
○ガソリンスタンド
など

185業種

《対象となる方が広がりました》

原材料価格高騰の影響を受ける業種

☆各種製造業
☆食品加工製造業
☆化学工業
☆プラスチック製品製造業
など

仕入価格高騰の影響を受ける業種

★飲食店 ★不動産業
★卸売業 ★サービス業
★小売業
など

698業種

(中小企業の約73%をカバー)

業種の詳細は、中小企業庁ホームページ
商工会、市窓口等でご確認ください！

* 対象業種の中小企業は、金融機関から融資を受ける際に「一般保証」とは、**別枠**で

無担保で『8,000万円』まで →

普通担保で『2億円』まで →

信用保証協会の100%保証を
受けることができます

(注：金融機関、信用保証協会の審査の結果によっては、保証を受けられない場合があります。)

『緊急保証制度』に関する相談は

商工会まで！

『緊急保証制度』の利用方法(まずは、商工会にご相談ください)

- ① 国の指定業種(698業種)に指定されていることを確認してください。

- ② 市町村における認定要件を(下記)に合致していることを確認してください。

- ③ 本店(個人事業主の方は、主たる事業所)所在地の市町村役場(商工担当課)へ行き、認定申請を行い、「市町村長の認定」を受けてください(小郡市の場合は商工・企業立地課)。

- ④ 認定を受けましたら、ご希望の金融機関に「信用保証付の融資」をお申し込みください(※借入に必要な書類は、各金融機関で異なります。)

- ⑤ 同時に、信用保証協会へ「保証申し込み」をしてください。
(※個人で申請する場合と、金融機関を経由して代理申請する場合があります。)

- ⑥ 金融機関、信用保証協会の審査に通りましたら、融資実行です。

■市町村における認定要件

(申請に必要な書類、手続きは、本店等所在地の市町村商工担当課でご確認ください)

- ・以下の**いずれかの要件**に合致していることの**認定**を受けてください。
- ① 最近3か月間の平均売上高が前年度比**3%以上減少**している。
- ② 製品等原価のうち20%以上を占める**原油**又は**石油製品**の**仕入れ価格**が上昇しているにもかかわらず、製品等**価格に転嫁できていない**。
- ③ 最近3か月間の**平均売上総利益率**又は**平均営業利益率**が、前年同期と比べ**3%以上減少**している。

●認定要件等に関する問い合わせ先

市商工・企業立地課 ☎72-2111 内線142

小郡市商工会で『緊急保証制度』の説明会を行います!!

- ・開 催 日：2月16日(月)
- ・場 所：小郡市商工会 2階 中研修室
- ・開始時刻：午後1時より(質疑応答含め1時間程度)
- ・参 加 費：無料、どなたでも参加できます。
- ・申込方法：電話で直接、商工会へお申し込みください。

申込・問い合わせ先 小郡市商工会 ☎72-4121
〒838-0144 小郡市祇園1丁目6-2